

# 東日本大震災をめぐるJAグループの取り組みについて

平成23年6月9日  
全国農業協同組合中央会

## 1. 復興・再建に向けたJAグループの支援

- 3月11日に発生した東日本大震災では、過去に類を見ない被害を引き起こした。農林水産省調査（6月6日時点）で判明している農林水産業被害額1兆94百億円（うち農業76百億円）であるが、被害調査が進んでいない地域も多く、今後さらに拡大されることが想定される。
- こうしたなかで、全国のJAや各事業連では、震災発生以降、全国から被災県に対して、多くのヒト・モノ・カネの支援を実施している。

項目	内容
1. 緊急支援物資	・ JAグループ全体による食料（約米370トン、食料30万食、飲料50万リットル、野菜・果物580トン）、生活用品（マスク・タオル170万枚）等の無償提供
2. 募金・義援金活動等	・ JAグループの組合員、役職員等による募金活動を実施した結果、総額約15億円となった。 ・ 「JAグループ復興・再建義援金」を創設し、JAグループ各組織から総額約100億円の義援金を集めた。 ・ 募金、義援金いずれも被害状況等を勘案し支援額を決定のうえ、すみやかに各県（岩手、宮城、福島、茨城、栃木、千葉）中央会へ贈呈。 ・ 全農、共済連では、それぞれ70億円規模で災害積立金の取り崩しを行う予定。 ・ JAビル内施設における、被災地応援農産物販売イベントでの募金総額は5月末時点で約70万円。6月以降も9月まで実施予定。
3. ボランティア等の派遣	・ 全国のJAグループ役職員からボランティアを募集のうえ、被災地に派遣し、JA施設や組合員の水田、イチゴハウス等の瓦礫撤去、保管米穀のはい崩れ修復作業等に従事。 ・ 5月末までにのべ3,000人を突破し、7月末までにすでに1,500人日の派遣が決定。
4. 資金融通	・ 農林中金では、被災者の当座の資金を融通するため、無利子による3千億円規模の「緊急つなぎ資金」を含む、1兆円規模の復興支援プログラムを創設。
5. 医療機能の確保	・ 厚生連は、災害派遣医療チーム(18病院)や医療救護班(49病院)等の派遣を実施。のべ約3,000人を無償で派遣。

## 2. 東日本大震災復興・再建対策 J A グループ中央本部等の取り組み

- 4月7日、復興に向けた取り組み強化のため、被災県および全国連の代表者による「東日本大震災復興・再建対策 J A グループ中央本部」を設置した。
  - ※3月11日、震災当日に J A 全中理事を構成員とする「東北地方太平洋沖地震による災害対策緊急中央本部」を設置し、安否確認をはじめとする被災地の現状把握、支援体制の強化、緊急物資支援等にあたった。
  - ※震災発生1ヶ月を経て復興に向けた取り組みが本格化し、それに必要な対策の具体化が強く求められるようになり、J A グループ全体としてこの問題に総合的かつ万全に対する観点から、中央本部体制を見直し、「東北地方太平洋沖地震による災害対策緊急中央本部」を設置した。
  
- 4月14日の第1回会合では、「東日本大震災の復旧・復興および原発事故対策に関する第1次要請」を決定し、緊急性の高いものを中心に、第1次補正予算、緊急税制措置等への反映を目指し、政府・与野党に対して要請を行った。また、同日、東京電力に対して抗議を行った。
  
- 5月12日の第2回会合では、第1次要請の進捗状況および今後の原発事故対策に係る進め方等について協議を行った。
  
- J A 全中では、5月12日の理事会において「東日本大震災の教訓をふまえた農業復権に向けた J A グループの提言」を決定し、被災県の J A グループと独自の復興・再建プラン・ビジョンの策定に向け、検討を進めている。
  
- 5月30日には、天皇皇后両陛下に、茂木会長、富士専務より震災に係る農業被害の現場の実態や J A グループの取り組みについてご進講させていただいた。
  
- 6月8日の第3回会合では、農地の買上げや再編強化法の改正だけでは十分解消されない二重債務問題対策の措置など、第1次要請の未実現事項の具体化や新たな要望を追加した第2次要請を決定した。今後、第2次補正予算や「食と農林漁業の再生実現会議」の検討内容等への反映を目指し、政府・与野党に対し要請を行っていく。

### 3. 原発事故農畜産物損害賠償対策

- 福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、埼玉県、神奈川県において、J Aグループを中心に県協議会を設置し、損害賠償請求のとりまとめをすすめている。各県の代理人となる弁護士は、日比谷パーク法律事務所の久保利英明弁護士を選定している。
- 県協議会が設置された地域の中央会及び全国連の代表を委員として、全国協議会を設置し、請求申請の様式等を提示するとともに請求にかかる連絡調整等の支援を行っている。
- 4月28日に、茨城・栃木県協議会は、3月分の被害額の一部（合計約30億円）をとりまとめ、東京電力に請求を行った。  
5月27日に、福島・茨城・栃木・群馬・千葉県協議会は、3～4月分の被害額の一部（合計約104億円）をとりまとめ、東京電力に請求を行った。
- 5月31日に、東京電力から、茨城・栃木県協議会に請求額の一部について仮払いが行われた。引き続き、東京電力との間では、請求内容について弁護士と相談して確認作業を行っている。
- 今後も毎月末に各県協議会において賠償請求のとりまとめを行い、東京電力へ請求を行っていく。

県	請求内容
福島県	総額：477,971,766円 うち、出荷制限品目：408百万円、市場価格下落等：69百万円
茨城県	総額：8,578,795,122円 うち、出荷制限品目：2,571百万円、市場価格下落等：6,003百万円 うち、東電による仮払金：193百万円（4月分請求額の出荷制限品目の1/2）
栃木県	総額：2,451,683,522円 うち、出荷制限品目：329百万円、市場価格下落等：2,119百万円 うち、東電による仮払金：105百万円（4月分請求額の出荷制限品目の1/2）
群馬県	総額：1,607,510,145円 うち、出荷制限品目：1,607百万円
千葉県	総額：297,709,927円 うち、出荷制限品目：297百万円

以上